

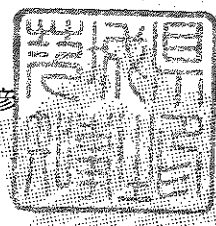


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県伊勢崎市北千木町1866番地2
氏 名 箱田運送 有限会社
代表取締役 箱田 直希
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和元年7月29日
許可の有効年月日 令和6年6月15日

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
積替え保管を除く：燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。） 以上16種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。
- 許可の条件
特になし。
- 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成26年6月16日	新規許可		
平成29年6月26日	変更届（代表者の変更）		
令和元年7月29日	更新許可		
	以 下 余 白		

- 積替え許可の有無 ~~有~~・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
- 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。